

第 4 号議案

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市が独自に個人番号を利用する事務を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

府中市個人番号の利用に関する条例（平成２７年１２月府中市条例第２８号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後			改正前		
別表（第３条、第４条）			別表（第３条、第４条）		
条例で定める事務及び当該事務において利用する情報			条例で定める事務及び当該事務において利用する情報		
番号	事務	情報	番号	事務	情報
1	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(2) 省 略 (3) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 省 略 (5) <u>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律第１４４号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</u> (6)～(10) 省 略 (11) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４</u>	1	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(2) 省 略 (3) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (4) 省 略 【追 加】 (5)～(9) 省 略 【追 加】

号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(12) 省 略

(13) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの

(14) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの

(15) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(16)～(18) 省 略

(19) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(20) 省 略

(21) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(22) 省 略

(23) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3

【追 加】

(10) 省 略

【追 加】

(11) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(12)～(14) 省 略

【追 加】

(15) 省 略

【追 加】

(16) 省 略

【追 加】

		<u>条第3項第1号から第3号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>(24) 住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民情報システム等において住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するために番号を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
2	府中市高齢者住宅条例（平成9年3月府中市条例第4号）による高齢者住宅（同条例第3条第1号に規定する高齢者住宅のうち、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除いたものをいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 省 略 <u>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
3	府中市児童育成手当条例（昭和46年10月府中市条例第29号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(5) 省 略 <u>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(7) 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
4	府中市ひとり親家庭等医療費助	(1)～(7) 省 略

		【追 加】
2	府中市高齢者住宅条例（平成9年3月府中市条例第4号）による高齢者住宅（同条例第3条第1号に規定する高齢者住宅のうち、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除いたものをいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) 省 略 【追 加】
3	府中市児童育成手当条例（昭和46年10月府中市条例第29号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(5) 省 略 【追 加】
4	府中市ひとり親家庭等医療費助	(1)～(7) 省 略

	成条例（平成元年 9 月府中市条例第 25 号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(8) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(9) 省 略</u> <u>(10) 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(11) 省 略</u> <u>(12) 府中市子ども医療費助成条例（昭和 48 年 3 月府中市条例第 19 号）による子ども医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>(13) 省 略</u> <u>(14) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
5	府中市心身障害者（児）福祉手当条例（昭和 43 年 10 月府中市条例第 19 号）による心身障害者（児）福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1)～(4) 省 略</u> <u>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(6) 省 略</u> <u>(7) 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(8) 府中市児童育成手当条例による児童育成手当に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(9) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
6	府中市心身障害者（児）医療費助成条例による心身障害者（児）医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1)～(8) 省 略</u> <u>(9) 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(10) 子ども医療費助成関係情報であって</u>

	成条例（平成元年 9 月府中市条例第 25 号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	【追 加】 <u>(8) 省 略</u> 【追 加】 <u>(9) 省 略</u> <u>(10) 府中市子ども医療費助成条例（昭和 48 年 3 月府中市条例第 19 号）による子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(11) 省 略</u> 【追 加】
5	府中市心身障害者（児）福祉手当条例（昭和 43 年 10 月府中市条例第 19 号）による心身障害者（児）福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1)～(4) 省 略</u> <u>(5) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>(6) 省 略</u> 【追 加】
6	府中市心身障害者（児）医療費助成条例による心身障害者（児）医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1)～(8) 省 略</u> 【追 加】

7	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)により市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>規則で定めるもの</u> <u>(11) 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u> <u>(12) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
8	府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1)～(4) 省 略</u> <u>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(6) 省 略</u> <u>(7) 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(8)～(9) 省 略</u> <u>(10) ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(11) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
9	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1)～(8) 省 略</u> <u>(9) 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(10) 省 略</u> <u>(11) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
10	認可外保育施設等の保育料の助成に関する事務であって規則で	<u>(1)～(3) 省 略</u> <u>(4) 公的給付支給等口座登録簿関係情報</u>

7	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)により市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	【追 加】
8	府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(4) 省 略 【追 加】 (5) 省 略 【追 加】 (6)～(7) 省 略 (8) 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 【追 加】
9	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(8) 省 略 【追 加】 (9) 省 略 【追 加】
10	認可外保育施設等の保育料の助成に関する事務であって規則で	(1)～(3) 省 略 【追 加】

	定めるもの	<u>であって規則で定めるもの</u> (5) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	定めるもの	【追 加】
1 1	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報（以下「難病登録者証関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> (7) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> (8) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	【追 加】	
1 2	<u>市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>		
1 3	<u>市町村における東京都の事務処</u>	(1) <u>医療保険給付関係情報であって規則</u>		

	理の特例に関する条例により市が処理することとされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に係る事務のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東京都規則第12号)による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
14	心身障害者(児)おむつの支給、自動車ガソリン等費用の助成、福祉タクシー運賃の助成その他の障害者福祉サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>難病登録者証関係情報であって規則で定めるもの</u> (7) <u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの</u> (8) <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
15	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>利用特定個人情報(本市が処理する事務又は事業に関するものに限る。)であって規則で定めるもの</u> (2) <u>この表の中欄に掲げる事務で利用す</u>

【追加】

	る情報（前号に掲げるものを除く。）で <u>あつて規則で定めるもの</u>
--	--

【追 加】

付 則

この条例は、公布の日から施行する。